

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 10 月 19 日
2 川ここ家第 8 9 8 号
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、配偶者のない者が現に児童を養育している家庭（以下「ひとり親家庭」という。）であって、当該児童に係る養育費が支払われない場合において、当該児童の養育者が、養育費の支払義務者に代わって立て替えや支払義務者からの回収を業として行うことが認められた保証会社又は弁護士（以下「保証会社等」という。）と養育費の回収等に係る契約（以下「養育費保証契約」という。）を締結した場合に必要な費用の一部を補助することにより、養育費の確保に関し早期の改善を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「児童」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する、20 歳に満たない者をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、川崎市内に在住し、交付申請時において、ひとり親家庭であって次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保証会社等と養育費保証契約を締結している者
- (2) 過去にこの補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、保証会社等との養育費保証契約に要する経費のうち、申請年度内に、保証会社等に対して支払う額のうち、保証料として申請者が負担した費用とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費のうち、8 万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請は、費用負担が発生した日が属する年度の翌年度の 4 月 30 日までに行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合はその直前の開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第 7 条 補助金は、前条第 1 項による補助金の交付決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

(申請内容の変更)

第 8 条 補助金の交付を受けた申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金変更承認申請

書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

（申請内容の変更の承認及び通知）

第9条 市長は前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査の上、承認の可否について決定し、変更承認申請に係る承認の通知をする場合は、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金に係る変更承認決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 この決定により、変更後の補助額が変更前の補助額を超えるときは、その差額を追加支給するものとし、変更後の補助額が変更前の補助額を下回るときは、申請者はその差額を市に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告等の提出）

第11条 申請者は、補助金の交付決定があった日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

ただし、交付決定額と補助金の確定額が同額の場合は、通知を省略することができる。

（補助金の交付に関する調査）

第13条 市長は、補助金の交付について必要と認めるときは、補助金の交付申請又は交付を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書

(申請者) 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ (自署)
電 話 _____

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお補助金の交付にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

1 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

2 添付書類

- ・ひとり親家庭を証する書類の写し (児童扶養手当受給者証の写しなど)
- ・保証会社等との契約書の写し (支払額等がわかるもの)
- ・振込口座確認書類 (通帳・カードのコピー)
- ・その他 ()

3 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通
口座名義 (カタカナ)	

第2号様式

川崎市指令 第 号

様

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (2) この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書を提出してください。
- 3 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

第3号様式

川崎市指令 第 号

様

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

不交付の理由

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金変更承認申請書

(申請者) 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ (自署)
電 話 _____

補助金の申請内容に変更があったため、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

なお審査にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況や川崎市ひとり親世帯臨時特別給付金の申請等に関する情報のほか、公簿等を川崎市が確認すること及び、確認に必要な書類の提出について同意します。

1 変更事由 _____ のため

2 変更内容 次の内容について変更します。

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金に係る変更承認決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった 年度川崎市ひとり親家庭養育費確保支援
事業補助金について、次のとおり変更を承認します。

年 月 日

川崎市長 印

1 変更承認の内容

2 補助金交付変更額

(変更前) 補助金交付決定額 円

(変更後) 補助金交付決定額 円

補助金追加交付決定額 円

補助金返還金決定額 円

第6号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金実績報告書

(申請者) 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

補助金交付を決定を受けた川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

本補助金により交付を受けた額は _____ 円で、 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日養育費の立替を行う保証会社等に、支払った立替保証に相当する手数料は _____ 円でした。

次に、補助事業の成果については、 _____

以上報告します。

添付書類：保証会社等に支払った金額がわかる書類の写し